

令和3年5月8日

利用者及びご家族の方へ

修徳児童館
京都市

緊急事態宣言の延長を受けた子育て支援施設等の対応について

平素は、本市の児童館・学童クラブ事業にご協力・ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

今般の緊急事態宣言の延長（5月31日まで）を受け、その間における児童館・学童クラブの運営を以下のとおりとさせていただきます。

引き続き、感染拡大防止のための取組を徹底いただくようお願いいたします。

ご利用の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1 学童クラブ事業 **変更なし**

緊急事態宣言中も**事業を継続**いたします。以下の内容にご留意ください。

- 京都市から利用自粛を求めた場合を除き、**自主的に利用を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません。**
- 運営を継続する中で、感染者が発生した場合は、状況に応じて、臨時休館・休所を行いますので、あらかじめご了承ください。
- 利用されるお子様はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、ご利用をお控えください。

2 児童館事業（自由来館事業） **変更あり**

4月25日から5月11日までを事業の休止期間としておりましたが、**緊急事態宣言の延長を踏まえ、5月31日まで休止期間を継続**いたします。

3 その他

- 各ご家庭においては、感染拡大防止に十分留意していただいているところですが、新型コロナウイルス感染症に「かからない」「うつさない」ために、家庭内感染の防止も含め、感染予防・感染拡大防止を徹底していただきますようお願いいたします。
- 当施設においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて利用者の皆様にご協力をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。